

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年10月13日 18時30分ごろ
発生場所	広島県廿日市市沖ノ山鼻付近 地御前港西防波堤灯台から真方位182°700m付近 (概位 北緯34°19.9′ 東経132°19.4′)
事故の概要	プレジャーボート飛星は、北進中、潜堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年11月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 飛星、5トン未満（長さ6.34m）
船舶番号、船舶所有者等	270-31729広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	中間軸に破損、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時40分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族3人を乗せ、GPSプロッターを作動させ、船長が、風が強く、波も高かったので、風波を避ける目的で、陸岸近くの海域（以下「本件海域」という。）を約8ノットの対地速力で手動操舵により北進中、沖ノ山鼻付近の潜堤（以下「本件潜堤」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、本件海域を航行したことがなかったが、水路調査を行っておらず、本件潜堤の存在を知らなかった。</p> <p>本船のGPSプロッターには、本件潜堤は表示されていなかった。</p> <p>海図W1112B（広島港西部）には、本件潜堤が記載されていた。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、風波を避ける目的で、本件潜堤の存在を知らずに本件海域を航行したことから、本件潜堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が北進中、船長が、風波を避ける目的で、本件潜堤の存在を知らずに本件海域を航行したため、本件潜堤に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、海図等を用いて航行する海域の水路調査を行い、同海域

	<p>の状況を十分把握したうえで航行するとともに、GPSプロッターに表示されない潜堤や浅瀬等が存在する場合がありますので、陸岸に近寄り過ぎないこと。</p>
--	--